

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年4月22日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D・E会議室
- 対応：更田委員長、児嶋総務課長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、記者席の間隔を広く取った会議室に変更して実施させていただきます。

まず初めに、会議室変更に伴いまして、発言用マイクの取扱いについて説明をさせていただきます。挙手された後、皆様にはこのような形のマイクをお配りいたしますので、このマイクを用いて発言の方をしてください。その際、発言のボタンがこちらにあります。このボタンの管理を各自行っていくようお願いいたします。また、音響設備のハウリング防止上の観点から、1回発言が終わりましたら、スイッチの方を切っていくようお願いいたします。なお、スイッチオンの場合はマイクのところにランプが点灯しますので、オン、オフについてはこちらの方で御確認ください。皆様の御協力の方をお願いいたします。

それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

フジオカさん、お願いします。

○記者 NHKのフジオカです。よろしくお願いします。

日本原燃の再処理工場の審査についてなのですが、日本原燃に再度の補正を求めたことであったり、そもそも新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言が出ているという状態もある中で、改めてこの審査書案を示して委員会で議論する時期についてどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 50数項目にわたるミス指摘をして、どのミスも、あまり技術的な議論の対象になるというよりは、比較的単純なものであって、きちんとリンクが貼られていないとか、文章の記述に明らかに欠けているところがあるという指摘をして、これで最後の補正だろうと私たちは思って期待をしていたのですが、8項目にわたってミスが残っていたということで、改めて補正を求めるという結果になって、これはおそらく近々に最後の補正がなされるものだと思っています。さすがに、単純ミスを指摘してまだ単純ミスが残っているという話なので、今度はもう大丈夫だろうとは思っています。

御質問に対する直接の答えとしては、新型コロナウイルス感染症対策の影響はゼロだとは言いませんけれども、繰り返し申し上げますが、この日本原燃の六ヶ所再処理に関する審査

については、技術的な論点はほぼ議論し尽くされていたということもあって、それほど大きな影響であるとは思っていません。ただ、いつ審査書案の提示を受けるかということに関して明確に申し上げることはなかなか難しいですけれども、来月には、どの委員会で、普通に考えれば、日本原燃がこれ以上ミスが続けないですとか、あるいは、審査書案の作成の検討過程で大きな論点が改めて浮上するということがない限りは、おそらく来月いずれかの時点で、審査書案について水曜日の委員会で議論ができるだろうと考えています。

○記者 以前、委員長は、その時期について、緊急事態宣言が解かれた後、例えば、5月13日という日も示されてお話しになっていると思うのですがけれども、例えば、緊急事態宣言が延長された場合、仮に後ろに延びてしまったような場合については、その場合はその限りではないということなのでしょうか。

○更田委員長 それはなかなか今の時点で申し上げるのは難しいところだろうとは思っています。確かに許可に関わるような案件ですので、かつて申し上げた表現で言えば、落ち着いた環境下で議論を皆さんに見ていただく必要もあるだろうと思うのですが、ただ一方で、新型コロナ感染症対策も長期化する可能性もあるので、そういった意味ではその兼ね合いを捉えてということになるだろうと思いますけれども、今の時点で申し上げるのは、私としては、来月のいずれかの時点で、例えば、パブコメを開始する、しないの判断云々というよりも、まずとにかく審査書案を委員会での俎上に上げて議論を始めるということは5月中に始めたいと考えています。

○記者 もう一点なのですが、今のお話にも関連して、新型コロナの感染拡大が終息をなかなか見せない中で、落ち着いた環境ともおっしゃられたのですがけれども、重要な案件の判断、例えば、RFSの中間貯蔵施設の審査の結果であったりとか、そういったものの議論は、また後回しというか、後ろずれになっていくようなものなのでしょうか。

○更田委員長 RFSについては、六ヶ所よりもさらにほとんど主要な議論はし尽くして、何でもここへ来て足が萎えているんだということを前にも申し上げましたけれども、いくらなんでもRFSはできるとは思っています。ただ、それに施設の特徴を捉えて言えば、RFSは中間貯蔵という形ではありますけれども、キャスクでの貯蔵という意味で技術的な親和性がサイト内貯蔵等とも重なる部分がありますから、RFSをそこまで大きく捉えてはいないのですが、再処理施設については、確かに大きな案件ではあるとは思っていますけれども、新型コロナ感染症対策が長期化するようであれば、これはその終了を待つということはやはりできないだろうなとは思っています。

○記者 もう一点、ちょっと別の話題なのですが、同じく新型コロナの関係で、今月中旬なのですが、九電の玄海原発で特重施設の工事関係者が新型コロナウイルスに感染したという件があったのですが、運転員への対応についてはいろいろとチェックされているところはあると思うのですが、こうした工事の作業員への感染防止の対応であったりとか、そういったところについてはどのように委員会としてはみています

か。

○更田委員長 もちろん規制委員会としては、サイト内での感染者であるとか、あるいは、濃厚接触者と言われるような方が出る、出ないということには、当然、現地の規制事務所とともに強い関心を持っています。というのは、やはりサイトで守らないと、さらに言えば、運転員であるとか、保全に関わる人たちへの影響が考えられるので、当然サイト内で働く方々に感染の疑いが出るようなケースがあった場合には、逐次報告を受けています。まずはとにかくサイト内での感染対策というのをきちんとしていくということは、運転員というところへいくまでのその前段として重要ですので、当然強い関心を持って臨んでいます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方。

フクオカさん、お願いします。

○記者 日本経済新聞のフクオカと申します。

2点ありまして、まず1点目は、今の再処理の方の質問に関連するのですが、委員長は先ほど委員会での審査書案の議論を、俎上に上げて議論を始めるのは5月中にはあるだろうみたいなことおっしゃっていたと思うのですが、この審査書案の委員会での定例会議の議論というのは、やはり1回では終わらないと見ておいた方がいいのでしょうか。再処理は慎重にやられているというお話だったかと思うのですが。

○更田委員長 それはちょっと今の時点で何とも言えないですね。確かに大きな案件ではあるのですが、六ヶ所の再処理に関わる審査の論点については、審査の途中でも委員会として報告を受けてきて議論をしてきた経緯がありますので、場合によっては審査書案の提示を受けてすぐその審査書案を了承するというようなことも、了承してパブコメに入るといったようなケースも考えられるし、各委員からいろいろ議論が出てもう一回練り直そうとなる可能性もあるし、これはちょっと今の時点で何とも申し上げられません。

○記者 分かりました。

もう一点、すみません。話は変わりますが、昨日、内閣府の有識者検討会が日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震のモデルの発表をされたかと思うのですが、津波の想定に関して、1Fのある場所では今の想定を上回るような津波が来るかもしれないということで、そのような想定が出されているのですが、1Fに対する今後の津波対策に与える影響と、ほかの審査中のサイトも含めてほかのサイトに与える影響について、今の時点で委員長はどのように見ていらっしゃいますでしょうか。

○更田委員長 まず、日本海溝・千島海溝における大きな地震、そして、それに伴う津波については、原子力規制委員会としても強い関心を持ってこれに臨んでいます。

基本的な手順からしますと、示された評価を技術情報検討会で検討して、規制に参酌

する必要の有無について、さらには参酌する場合にはどのように参酌するかという議論を進めていきますけれども、ただ、自然災害については迅速さも重要なところで、まだ詳細な評価までには至りませんが、ぱっと評価した内容から言うと、新規制基準に適合した施設については、設計基準津波高さの中に収まっている。したがって、今の時点での評価では、設計基準津波高さの見直しは必要ないという結果になったと。それから、審査中のものについても、審査のまだ途中の段階ですけれども、今、押さえている設計基準津波高さと比較した場合は、その設計基準津波高さの中にこれも収まるという結果を得ています。もちろんこれは審査中ですので今後もしっかり検討していく必要はあるのですけれども、十分安全側の判断を適合性の審査ではしている。

そこで、一つは、御質問の中にあつた東京電力福島第一原子力発電所なのでけれども、ここは新規制基準に適合した施設は、まず、外郭防護という防潮堤で押さえて、ある程度、越流津波と呼んでいますけれども、さらに超えてしまうようなものの頻度が無視できないケースにおいては、万一防潮堤を超えてきたものに対してということで、今度は内郭防護で水密対策。一方、東京電力福島第一原子力発電所の場合は、防潮堤で想定される津波の全てを押さえ込むということが事実上でできていませんので、まずはとにかく中の施設の水密化を進めようとしている。ただ、これも完了しているわけではなくて、今、これは東京電力に建屋の水密化をきちんと進めてもらおうということでこれまで進めてきているところですが、これは近々東京電力福島第一原子力発電所に係るいわゆる1F検討会を開催しますので、ここで、その進捗状況であるとか、それから、今後の対処について話を聴いていくことになるでしょうし、いずれにせよ、建屋の水密化を完了させるということを第一のポイントに置いて、これをできるだけ早く完了させるということがポイントであろうと思います。

一方で、貯留水ではなくて滞留水、要するに、意図せずたまってしまっている水の放射性物質濃度については、桁で下がってきていますので、そういった意味では、かつてに比べるとリスクはずっと小さくなっている。津波に襲われたとしてもそのときのリスクというのは随分小さくなっているとは申し上げられるのですけれども、いずれにせよ、建屋の水密化を早く完了させられるようにと、東京電力と協議を続けていくことになるだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。

右の列。

○記者 北海道新聞のウエノです。

すみません。3点ありまして、まず1点目は、本日の規制委員会で新型コロナウイルスの感染拡大を受けた原子力規制検査の運用を決められました。検査官が出張した場合、出張先で2週間滞在してから検査ということになるということなので、検査

計画をそれで弾力的に運用するということなのですから、原発の安全性確保に影響はないのかというところで、委員長の考えを教えてください。

○更田委員長 今日提案のあったとおり運用ができれば、原発の安全性に有意な影響は出ないと考えています。ただ、今御質問の中にあつた、現地に専門検査官を送って、そこで2週間滞在して、それからサイトへと。これはあくまで規制委員会側の考えであつて、事業者は事業者で独自に感染防止対策を取っていますから、事業者から断られる可能性というのはあるのだと思っています。それは、事業者自身もまた、その検査の重要性和感染症対策とをはかりにかけなければなりませんので、そういった意味で、私たちとしては、あの運用をすれば原発の安全性に有意な影響は与えないと思っています。ただ、それが感染症対策として十分であるかどうかというのは、これはやはりサイトの安全性に責任を持つ事業者とのコミュニケーションが必要ですので、その点については、今後やはり様々な事例が出てくるだろうと思っていますので、それをまた都度対処していかなければならないだろうと思います。

○記者 もしそうやって断られたりした場合は、検査の遅れというのでも出てきますか。

○更田委員長 そこは、ですから、やはり感染症対策の重要性和検査の重要性和をはかりにかけなければならない。当該検査が原発の安全性にとって一定程度以上重要なものであるという判断をした場合には、これはやはり検査の方を優先させてもらうという判断をすることになるかもしれません。ただ、これは具体的な事理をひとつひとつ検討しないと結論は出ませんので、今の時点で一般論でお答えするのはなかなか難しいです。

○記者 ありがとうございます。

2点目なのですから、16日に泊原発の審査会合がありました。規制委は北電に対し、F-1断層上部の小断層が上載地層を突き抜けているようにも見えるというような趣旨の発言をされました。最終的な判断は現地調査後の審査会合になるかと思いますが、小断層が突き抜けているという判断をもしされた場合に、F-1断層の活動性は否定できないということになると思います。その意味で、16日の審査会合というのは一つの局面になったのかなと思いますけれども、委員長のこの議論に対する受け止めに改めてお願いいたします。

○更田委員長 泊原子力発電所のF-1断層を巡る議論については、これまでもいくつも展開をしてきているところがあるのですけれども、おっしゃるように16日に規制委員会、規制庁から伝えた指摘というのは重要な指摘であつて、これに対して北海道電力は、十分な立証を進めてもらわなければならないだろうと思っています。

その必要な調査については、北海道電力にもう既に伝えてありますので、あとは北海道電力がどれだけ十分な調査、分析をして、それを整理して伝えてくれるかだろうと思っています。いずれにしろ少し時間はかかるのではないかと見ています。

○記者 ありがとうございます。

最後に3点目なのですから、同じ16日の審査会合で、規制委は北電に対して周氷

河作用についての考えも求めました。もし周氷河作用による擾乱があったとすると、上載地層どころの話ではなくなるのかなと思います。ただ、周氷河の専門家というのはかなり限られているとも聞きます。大飯原発の審査時には有識者の調査チームを立ち上げていましたが、泊でも同様に外部有識者の活用を検討する可能性はありますでしょうか。

○更田委員長 これは、一般論をまず申し上げると、ゼロではないと思います。ただ、今の時点でまだ外部の有識者の方の御意見を伺うべきかどうかという判断をしなければならぬ局面までは行ってないと思っていて、まずは北海道電力に、北海道電力が十分と考える調査を進めてもらって、それについて報告を聞く。そして、これもタイミングはその報告内容にもよりますけれども、委員会自ら現地調査をやるといふところだろうと思います。

その途上で、やはりこれは規制庁、規制委員会だけではなくて、これは常にあらゆる審査においてそうですけれども、特定の専門家の意見を聞きたいという判断になれば、そういった外の方の意見を聞くということももちろんあり得ますが、専門家会合を立ち上げるのか、それとも個別にその方の意見を伺うのか、それはいろいろなやり方があるだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

確認なのですけれども、先ほどの六ヶ所の審査の話なのですが、現状、この臨時の状況下で、傍聴の人は入れないで定例会をやっているわけですが、この臨時態勢が延びた場合も、先ほど委員長がおっしゃったように審査書案取りまとめに入るかもしれないといったときに、やはり傍聴人なしの状態での大きな案件を進められるのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 前の会見の際に、できれば落ち着いた環境でと申し上げたのはそういった意味があって、例えば今、委員会も審査会合も画像をユーチューブで配信はしていますけれども、ただし、これは傍聴を100%カバーするものではなくて、やはりその場におられる人というのは、よく私は現場の雰囲気と言いますけれども、雰囲気もあるでしょうし、それから、発言している人以外の出席者の表情なり何なり、その感覚というのはある程度は大事な情報だと思うのです。

ですから、望むべくは、やはりふだんの委員会の環境で議論をできれば、もちろんその方が望ましいと思っています。一方で、この感染症対策が長期化するのであれば、それを理由にいつまでも後送りするということも、これもこれで正しくはないのだろうと思います。ですので、どうしてもバランスということになるのだろうと思います。

ただ、日本原燃、六ヶ所再処理については、技術的な大きな論点に関してはこれまでも委員会で議論をしてきていますし、ある種取りまとめのフェーズに入ってから感染症

対策が始まったこともあるので、感染症対策に伴う今の委員会の運用方式が長期化する
としたら、その環境の中で審査書案について議論せざるを得ないだろうなどは思います。

○記者 それから、先ほど福島第一原発の水密化を徹底化させるということで、確かにそ
うだと思うのですね。今、11メートルの高さのところまで簡易的な防潮堤を作っていま
すけれども、昨日出た内閣府の案で言えば、それをさらに乗り越えてきてしまうという
ことになる、水密化ということになると思うのです。ただ、一方において、1号機か
ら4号機というのは、雨水も入ってくれば、あっちゃこっちゃに隙間もあるだろうと。
例えば扉を水密化したからといって、建屋全体の水密化につながるかというと、それも
難しいところがあると思うのですが、その辺のバランスはどういうふうにされていくお
考えなのでしょうか。

○更田委員長 大変重要な質問だと思います。こういったときに、杓子定規に至るところ
を何年何月までに完成云々というような議論の仕方は、やはりリスク上の重要度を誤っ
てしまうと思うのです。ですから、1F検討会でもそうですけれども、よく議論してきち
んと優先順位を立てて、優先順位の高いところからできるだけ早く完成させていくとい
うことが重要です。防潮堤についても、設置の検討ラインであるとか既設のアウトラー
イズに備えた簡易的な防潮堤等もありますけれども、これをどう越えてくるか。越えて
きたときに、どう遡上してくるかというようなものは検討ライン、今、設置が検討され
ているところに対して評価ができてきます。

そして、近くにあるのはタービン建屋ですね。ですから、それぞれのタービン建屋、
そして、そのタービン建屋に滞留している汚染物質の量等にもらみ合わせて、まず一番
大事なのは、とにかくどこが今一番手をつけなければならないのかという優先順位を立
てるのが非常に大事だと思います。そして、ここの箇所に対していつまでに対処が完
了するかというのを見ていくのだらうと思います。

○記者 最後にしますけれども、昨日審査会合の中で東京電力が柏崎刈羽に関する保安規
定記載内容案なるものを出してきました、委員長、これはお忙しい中、今、御覧になっ
て、目を通されていたのであれば、感想をこの段階で教えていただけないかなと思いま
す。

○更田委員長 どの部分ですか。7項目に係るような部分ですか。

○記者 そうです。7項目に関わる部分について保安規定記載内容というものも出してき
て、反映しているという、一応その考え方の説明を昨日行ったわけですがけれども、そこ
を委員長がもし今御覧になっていて、何か御所感があれば教えてください。

○更田委員長 その部分は見えています。ただ、これは審査の過程であるので、ここで私の
あまりに個人的な感想を言うのはふさわしくないだろうと思うのですけれども、個々に、
この表現はこうじゃないだろうというようなところは、私個人としては見とっている
ところがあります。

それから、ちょっと期待と違う。これは委員会の見解ではありません。私の見解です

けれども、もっと私は東京電力に自分の言葉で、もっと伝わる言葉で書いてほしかったというのが率直な感想です。以前、その7項目は、7項目はそもそも規制委員会側が示した項目ですから、それにおうむ返しする形で小早川社長から紙が来て、それがそのまま。だけれども、指摘された7項目だけではないでしょうと。事故の当事者として自ら思うところがあって、こうしようという決意が東京電力にはいくつもあるはずなので、規制当局に言われた項目について、既に回答してあって、それをコピーして貼っておけばいいやと、そういうものではないだろうと。

ですから、東京電力には、自らの言葉で、自らの決意を、事故の当事者としての責任の重さを、繰り返しますけれども、本当に自らの言葉で書いてほしかった。それは、やはりこれはまだ審査中ですので、これからの議論だと思います。

○記者 最後にしますが、これは私の感想なのですが、あの場にいまして、前委員長と現在の委員、重複されている方がほとんどだと思うのですが、やはり重いやりとりをやっている中で、ちょっとこのコピーと7項目の羅列はないだろうなというのは私も思いました。おっしゃるとおりだと思います。

どうもありがとうございました。

○司会 ほかにございますか。

ユイさん、後ろに行ってください。

○記者 新潟日報のユイです。お願いします。

先ほどの質問に関連してなのですが、7項目の部分について、これから議論ということなのですが、現時点で委員長個人の御感想として、規制の運用上、基本方針で書くというあの書きぶりでいいのかどうかという点についてはいかがでしょうか。

○更田委員長 先ほどのヨシノさんに対するお答えと少し重なりますが、7項目に対する答えだけが基本方針ではないのですよ。しかも、基本方針ですから、それは規制当局に言われて書くものでは決してなくて、東京電力が東京電力として、柏崎刈羽原子力発電所の運用に係る基本方針というのを自ら考えて、自らの言葉で書かなければ、私は不十分だと思っています。

おそらく保安規定、この部分以外にも、重大事故等対策や運用に係るような部分、保安規定にはいっぱい技術的な論点もありますので、そんなに保安規定の審査が短期間で決着するわけではありませんので、その過程でこの基本方針についても、最初の申請に書けなかったのだったら審査の中で大いに語ってもらって、それを反映してもらおうということになるのだらうと思います。

○記者 ありがとうございます。

また、7項目について委員会での議論、こうしたコロナの特別な態勢になっていますけれども、議論を始める時期の見通し、1回で終わらないとは思いますが、そのあたりの見通しも含めて、お願いします。

○更田委員長 これは今の時点でまだ見通しを持っているわけではありません。やはり何度かあいつた審査会合での問いかけをして、東京電力のそれに対する議論といいますか、申請者としての見解をきちんとそこで言ってもらって、その上でということになるだろうと思いますので、そんなに近いタイミングでとも思えませんし、一方で、技術的な議論と並行してできるものですので、そういった意味では、すみません。今の時点では、はっきり言って、具体的な計画を今日持っているわけではありません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、右に行って、コツボさん。

○記者 朝日新聞のコツボです。よろしくお願いします。2点お願いします。

いろいろ質問が出ていますけれども、まず六ヶ所の再処理工場についてなのですが、主な論点というのは既に大体出尽くした感があるというところでしたけれども、委員会で論点になるといいますか、どういう部分は特に確認が必要という、ポイントはこういったあたりになるのでしょうか。

○更田委員長 それは本当に各委員、幹部それぞれで違うのではないかと。要するに、まだ委員間では議論をしていませんので、いろいろあるだろうとは思いますが。ただ、繰り返し申し上げていますが、航空機衝突であるとか、冷却塔に対する竜巻対策であるとか、ポイントについては都度委員会に報告してもらって議論をしてきていますので、これから挙がるとすると、審査書としての、例えば再処理施設における重大事故というのはなかなか分かりにくいだろうと思うのです。いわゆる設計基準で対処しようとしている事故の中で、工学的に想定されている事故というのは、対処し尽くされているところへ、ある意味、無理やりと言ってしまう言葉が悪いけれども、あえてそこで事故の発生を仮定してその対処を求めていますので、こういったものを基準でも表現はしているのですが、基準は分かりにくいですね。私が言うのもなんだけれども。

審査書もやはり基準を引き写してきて、申請書を引き写してきて書くと、非常にそのあたりが分かりにくくなるので、重大事故等対策というのは、そもそもどういったものが要求をされていて、どういうレベルの対処がされているのかというのを、これはなかなか難しいことなのですけれども、審査書でどこまでそれを表現できるかというようなことが、私としてはポイントだと思っています。

○記者 ありがとうございます。

重大事故、例えば議論に上がっていた蒸発乾固がなぜ起きるのかとかいう、なぜ起きるかという部分は相当に潰しているのだけれども、発生したときにどういう対策を取るかとか、そういった部分のところでしょうか。

○更田委員長 一つ例で言えば、蒸発乾固に関しても、それを起こさないための対策は従来の設計基準の中で十分に考えられていて、また、一般的な工学的な判断からすると蒸発乾固は起こり得ないのだけれども、そこをあえてその前提を取っ払って、起きるもの

として考えて、起きても収束させられるようにという対策をしています。これはやはり、今は口頭だから平たい話し方ができているけれども、審査書でそれがきちんと伝わるように書けるかどうかというのは、ちょっとしたというか相当なチャレンジでありまして、そのあたりの工夫というのは苦勞しているところです。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかにございますでしょうか。

以上でよろしいですか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—